破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１０１号
栃木県足利市五十部町905番地７
破産者　山本　五郎
１　決定年月日　平成23年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１０２号
栃木県足利市五十部町905番地７
破産者　山本小夜子
１　決定年月日　平成23年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第４８９号
堺市北区新金岡町５丁９番409号
破産者　西口　　章
１　決定年月日　平成23年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
奈良県大和高田市西三倉堂１丁目４番20―907号
破産者　木原　加奈
１　決定年月日　平成23年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
奈良県大和高田市田井新町１番27号
破産者　上田　淳子
１　決定年月日　平成23年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
福岡県嘉麻市漆生1493番地10
破産者　長尾　一彦
１　決定年月日　平成23年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第３６４１号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目４番12号　ヒラオハイツ202号、前住所札幌市中央区北11条西21丁目374番地35　ウエストコート21―301号
破産者　長岡　文香（旧姓上田）
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５２３号
札幌市豊平区水車町３丁目４番24号　丸藤マンションＡ―２号
破産者　柴田　　覚
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５８１号
札幌市厚別区厚別東３条３丁目14番50号　第６佐藤マンション101
破産者　小玉　　昇
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６５８号
北海道北広島市輝美町７番地１　A15―104
破産者　八木　峰樹
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２９号
仙台市若林区大和町４丁目16番１号　コーポ史央204
破産者　安孫子亜未
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８３４号
仙台市青葉区国見ケ丘２丁目34番地の16
破産者　峯岸　弘夫
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８５９号
仙台市宮城野区東仙台７丁目５番21号、従前の住所東京都武蔵野市中町３丁目７番８―519号　中野スカイハイツ
破産者　佐藤　知子（旧姓加藤）
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２号
秋田県にかほ市金浦字金浦108番地１
破産者　池田みゆき
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第３９号
福島県白河市高山37番地３　新白河リバーサイドⅡ203、住民票上の住所福島県白河市白坂愛宕山147番地144
破産者　佐藤　宏記
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
埼玉県本庄市日の出３丁目５番４号
破産者　黒澤　京作
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４７９号
横浜市戸塚区原宿５丁目43番７―205号
破産者　光田　真人
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０号
長野県小県郡青木村大字当郷466番地２、破産手続開始決定時の住所長野県東御市加沢1406番地83
破産者　高見沢　昇
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第８９号
長野県千曲市大字八幡3016番地３
破産者　小林　照武（旧姓平林）
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部